

# 平成26年第2回定例会会議録（第6号）

平成26年6月23日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	中尾薫	君
教育長	寺岡悌二	君	水道企業管理者	永井正之	君
総務部長	伊藤慶典	君	企画部長	釜堀秀樹	君
建設部長	岩田弘	君	ONSENツーリズム部長	大野光章	君
生活環境部長	浜口善友	君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊博秋	君
消防長	笠置高明	君	教育次長	豊永健司	君
政策推進課長	稲尾隆	君			

## ○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主査	波多野博	主任	甲斐健太郎

○議事日程表（第6号）

平成26年6月23日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第44号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を  
求めることについて  
議第45号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を  
求めることについて
- 第 3 議第46号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求め  
ることについて
- 第 4 議第47号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第48号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第49号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 5 報告第 2号 平成25年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出に  
ついて  
報告第 3号 平成25年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の提出について  
報告第 4号 平成25年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出につ  
いて  
報告第 5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の  
提出について  
報告第 6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営  
状況説明書類の提出について  
報告第 7号 市長専決処分について
- 第 6 議員提出議案第 5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じ  
た支援を求める意見書  
議員提出議案第 6号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求め  
る意見書  
議員提出議案第 7号 集団的自衛権行使容認に反対する意見書  
議員提出議案第 8号 消費税10%への増税中止を求める意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会副委員長・森山義治君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森山義治君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 6 月 12 日の本会議において付託を受けました議第 30 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）農林水産課関係部分外 2 件について、6 月 18 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 30 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）農林水産課関係部分についてであります。

当局から、担い手農家への農地の集積・集約化を図る「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき設置された農地中間管理機構が行うこととされている農地中間管理事業のうち、相談窓口事務等の一部業務について本市が委託を受けることとし、これに係る経費を新たに計上する旨の説明がなされました。

これに対し委員が、農地中間管理事業の対象地区について当局に説明を求めたところ、農業振興地域内が対象となるため、市内では東山地区、内成地区及び天間地区の 3 地区が該当する旨の答弁がなされました。

採決の結果、議第 30 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）農林水産課関係部分については、当局からなされた説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 34 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、現在建てかえ工事を行っている不老泉の 2 階に集会室を設置することとしていることから、集会室及び冷暖房設備の使用料の額を定める旨の説明がなされました。

これに対し委員が、使用料の額の算定根拠について説明を求めたところ、当局からは、施設全体の請負金額から算出した集会室部分の減価償却費及び人件費をもとに、集会室 1 平方メートル当たりの原価を算出し、これに基づいて額を決定した旨の答弁がなされました。

さらに、委員が、集会室その他新不老泉の概要について説明を求めたのに対し、当局からは、集会室の収容人数、新不老泉の外観等について具体的な説明がなされました。

以上のように、当局から詳細な説明がなされ、その説明はいずれも適切妥当なものであったので、議第 34 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第 40 号市道路線の認定及び廃止については、当局から、新たに市道路線に認定する 3 路線及び廃止する 1 路線について、詳細な説明がなされました。

当委員会では、その説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・松川章三君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（松川章三君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から

御報告いたします。

去る6月12日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第30号平成26年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分外1件について、6月18日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第30号平成26年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係部分では、当局より、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設5カ所に対しプリンクラー等を整備するための補助金を交付するとの説明がありました。

委員より、市内にある施設の設置状況について質疑がなされ、当局より、今回の設置により、別府市指定の地域密着型サービス事業所全てにおいて設置が完了するとの答弁がなされ、これを了といたしました。

次に、教育総務課関係部分であります。積雪により破損した東山小学校、中学校の体育館屋根の復旧工事を行うための経費を計上した旨の当局説明がなされました。

委員より、工事内容について質疑がなされ、当局より、屋根全体を改修、強度が増すよう小屋組みを木造から鉄骨へ変更する、また鉄骨部分については塗装をすることで配慮するとの答弁がなされ、委員からも、鉄骨部分については十分協議し配慮を行うよう要望がなされました。

さらに、工事期間中の授業・行事等の対応についての質疑がなされ、当局説明を受け、これを了とした次第であります。

その他、障害福祉課、市民課関係部分では、児童福祉法施行令の改正や社会保障・税番号制度運用開始に向けたシステム改修のための経費を計上、また学校教育課関係部分では、文部科学省のモデル事業である「自立的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究事業」、及び「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を受託、事業実施に伴う経費を計上、といった、詳細な説明がそれぞれなされ、採決の結果、市民課関係部分について、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、最終的に議第30号平成26年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。寄附されたピアノを設置、及びガスコンロを改修したこと等により、条例に使用料等を追加するとの当局説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

引き続きまして、同日開会いたしました所管事務調査の概要報告について議長の許可を得ておりますので、御報告させていただきます。

調査事項は、中央公民館リニューアル事業であります。

本事業は、去る第1回定例会にて提案された平成26年度一般会計予算において可決されたものの、「耐震補強工事を実施することは妥当と認められるものの、その他の経費については、事業計画が決定した後、議会との協議の上で予算執行を行うこと」といった附帯決議がなされました。

そこで、所管委員会であります当委員会におきましても、調査を行った次第であります。

まず、本事業の目的について生涯学習課より、1点目に、利用者の安全・安心を確保するための耐震補強を行う。2点目に、市民からの要望、または「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」の主旨に沿い、エレベーターの設置・段差の解消・

トイレの改修等を行う。さらに3点目として、市を代表する歴史的建造物であり、外観については、可能な限り建設当時の姿に近づけ保存、後世に伝えていくといった観点から、正面階段の復元、外壁の改修等を行うとの説明がありました。

引き続き生涯学習課、建築住宅課より、各階における改修箇所や耐震補強工事の詳細について説明、また、今後のスケジュールとして、後の議会に提案することとなる工事請負契約の締結が議決されたならば、平成27年度末までに工事を終了し、平成28年4月にリニューアルオープンしたいとの説明がなされました。

委員より、耐震性能、正面階段の詳細、避難所としての位置づけ等について質疑がなされ、これに対し当局より、耐震については震度6から7程度の地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない強度を持たせる、正面階段については、法的な基準を満たしつつ、材質等、当時に近い形状を目指す、両端に手すりの設置を行う、避難所機能としては、現在、地震以外の災害時の避難所に指定されているが、リニューアル後の地震発生時の活用については、今後関係各課と協議を行うとの答弁がなされ、これを了といたしました。

その他る質疑がなされましたが、それぞれ当局説明を了とし、最終的に当局提案の事業計画については、全員異議なく妥当と認め、市民に御迷惑をおかけすることのないよう、迅速かつ着実に実施すること、また計画の進捗状況や工事発注状況等を随時当委員会へ報告することを要望し、所管事務調査を終了した次第であります。

以上で、中央公民館リニューアル事業に関する所管事務調査の概要報告を終わります。  
(拍手)

(総務企画消防委員会副委員長・堀本博行君登壇)

○総務企画消防委員会副委員長(堀本博行君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げたいと思います。

総務企画消防委員会は、去る6月12日の本会議において付託を受けました議第30号平成26年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外10件について、6月18日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果についての御報告を申し上げます。

初めに、補正予算議案について御報告をいたします。

まず、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、地域防災組織育成助成事業として、別府市少年消防クラブの防火衣等を配備しようとするものとの説明がありました。

委員から、防火衣等の利用について質疑があり、これに対し当局から、消防本部で一括して管理し、子どもたちの研修時の使用に加え、社会見学、防火イベント等で使用したいとの答弁がありました。

また、亀川地踊り保存会及び別府市連合防災協議会に対しての助成金についてもそれぞれ説明があり、これを了といたしたところであります。

その他、国の補正予算で実施された「がんばる地域交付金」について等、本委員会補正予算関係部分について、当局の説明を適切妥当と認め、議第30号関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

続きまして、条例の一部改正議案4件であります。まず議第31号別府市税条例の一部改正については、委員から、軽自動車税の税率引き上げについて、事前に所有者に対し個別のお知らせを行うのかとの質疑に対し、広報については、親切で丁寧な説明を行えるよう検討しているとの当局説明があったところであります。

その他、議第33号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、議第35号別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、さらに、議第36号別府市火災予防条例の一部改正については、当局の説明を了とし、条例議案4件については、

採決の結果、それぞれ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第 37 号製造請負契約の締結について、議第 38 号及び議第 39 号動産の取得については、当局から、入札の方法、参加業者数及び落札金額等について順次説明があり、これを了とした次第であります。

最終的に議第 37 号から議第 39 号については、採決の結果、それぞれ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

最後に、議第 41 号から議第 43 号までの市長専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、別府市税条例、別府市都市計画税条例及び別府市国民健康保険税条例の一部を改正するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき市長において専決処分を行ったとの説明を受けました。

これに対し委員から、国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大について確認があり、当局から、5 割軽減が 1,191 世帯から 2,870 世帯に、また 2 割軽減が 2,746 世帯から 2,033 世帯になった。これは単身世帯が 5 割軽減の適用を受けることができるようになったことや、現行 2 割軽減対象世帯の一部が、5 割軽減の対象に変更したものであると考えられる。また、軽減拡大に必要な財源は国庫負担となるとの答弁を受け、これを了とした次第であります。

最終的に採決の結果、市長専決処分 3 件については、それぞれ全員異議なく承認することといたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 11 件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

議員各位の御賛同を、お願い申し上げます。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(15 番・平野文活君登壇)

○15 番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 30 号、第 31 号に対する反対討論を行います。

まず、議第 30 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)の中の社会保障・税番号制度導入に要する経費 1,306 万 8,000 円について反対をいたします。

昨年 4 月に成立した共通番号制関連法に基づいて、平成 27 年 10 月から、住民票を有する全国民に 12 桁の番号、いわゆるマイナンバーの通知カードが送られてまいります。内閣府のホームページでの説明では、「マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。番号が漏えいをし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません」と書かれております。国費を約 3,000 億円かける大プロジェクトです。

行政から見ると、別々に管理されている所得や税関係から、年金、雇用保険、医療保険、介護保険、障がい者への給付、公営住宅、奨学金などの個人情報と相互に活用できるということになるということです。しかも、地方公務員法や地方税法では、守秘義務が定められておりますが、国は、地方自治体に対して今回の番号制施行後は、守秘義務が解除される、情報を提供する義務があると説明しております。

この共通番号制によって、アメリカではなりすまし犯罪が横行し、イギリスでは弊害が大きいと廃止されました。ドイツでは、行政分野を横断する形で個人認識番号を持つことは憲法違反とされ、利用範囲は税分野のみとされております。

「行政の効率化と国民の利便性向上」をうたい文句に導入されましたが、国会審議を通じても費用対効果を具体的に説明できず、情報漏えいと不正使用の危険性が大きく、徴税

強化と社会保障給付削減が直接の目的であることが明らかになっており、この予算には反対です。

次に、議第 31 号別府市税条例の一部改正についてに反対します。

これは、軽自動車税を増税し、一方、法人住民税を減税するものです。来年度の見込みでは、軽自動車税は今年度より約 1,330 万円増税され、法人住民税は今年度より約 8,500 万円減税されます。しかし、この減税分は国税に組み込まれ、業者にとっては減税にはなりません。

消費税増税とともに、国民に人気の軽自動車税への増税は、大増税政治の一環であり、反対を表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 30 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 31 号別府市税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 32 号別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議第 40 号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上 9 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 9 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上 9 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 41 号市長専決処分についてから、議第 43 号市長専決処分についてまで、以上 3 件に対する委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 3 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 44 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて及び議第 45 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 44 号及び議第 45 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、高橋進氏及び甲斐文明氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定

により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 44 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 44 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 45 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 45 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 46 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 46 号は、職員の人事異動に伴い、本市職員懲戒審査委員会委員として、伊藤慶典氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第 17 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 46 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 46 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 47 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

についてから、議第 49 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 47 号、議第 48 号及び議第 49 号は、人権擁護委員として、高尾加代子氏、安達美和子氏及び姫野洋一氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 47 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第 47 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 48 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第 48 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 49 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第 49 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により、報告第 2 号平成 25 年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第 7 号市長専決処分についてまで、以上 6 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・中尾 薫君登壇)

○副市長(中尾 薫君) 御報告いたします。

報告第 2 号は、平成 25 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)、(第 4 号)及び(第 5 号)において、繰越明許費として議決をいただきました J R 別府駅耐震化補助金外 14 事業について、報告第 3 号は、平成 25 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)において、繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 4 号は、平成 25 年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであり

ます。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、施設拡張改良事業について、予算を平成 26 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 5 号及び報告第 6 号は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に提出するものであります。

報告第 5 号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成 25 年度事業収支報告書及び平成 26 年度事業収支計画書の提出であります。

平成 25 年度は、温泉給湯や北浜海岸駐車場の独自事業、体育施設などの指定管理者事業など計 11 事業を実施しました。指定管理者事業では、温泉施設が堅調で、海浜砂湯の利用者は、前年に比べ約 1 万人の増加となり、平成 25 年度決算は当初計画に対し増収増益となりました。

平成 26 年度は、独自事業、指定管理者事業などで計 8 事業を実施しますとの報告でございます。

報告第 6 号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成 25 年度事業報告書及び平成 26 年度事業計画書の提出であります。

平成 25 年度は、幅広い年齢層で利用できるよう新規事業を展開する一方、経営の健全化、会員拡充を大きな目標として積極的に取り組み、平成 26 年 3 月末現在の事業所数は 915 社、会員数は 3,147 名となり、146 名の会員の増となっています。

平成 26 年度については、生活安定事業、健康の維持増進事業及び余暇活動事業を計画に盛り込んでいますとの報告でございます。

報告第 7 号は、公用車による事故、外 1 件の和解及び損害賠償の額の決定並びに訴え提起前の和解 2 件について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上、6 件について御報告を申し上げます。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 6 により、議員提出議案第 5 号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書から、議員提出議案第 8 号消費税 10%への増税中止を求める意見書まで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 5 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10 番・市原隆生君登壇）

○10 番（市原隆生君） 議員提出議案第 5 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる地域医療介護総合確保法案の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる 2025 年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行って

いるところです。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。  
また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、本年度に引き続き消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については、趣旨に添い適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・三重忠昭君登壇)

○2番(三重忠昭君) 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

## 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかしその一方で、不登校、いじめなど子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容も増加しています。これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

そのことも踏まえて、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

### 記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月23日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15番・平野文活君登壇）

○15番（平野文活君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 集団的自衛権行使容認に反対する意見書

これまで歴代政府は、「集団的自衛権は憲法上、行使できない」という立場をとってきました。そもそも集団的自衛権とは、「我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に対して武力を行使する」ことであり、安倍首相も国会で「言葉の定義としてはそういう定義だ」と答弁しております。ところが、安倍首相は「限定的」としながら、これまでの政府の解釈を変更して、「行使容認」に踏み込もうとしております。

戦前の日本は「侵略国家」として恐れられました。戦後の日本は「平和国家」として、世界に信頼されてきました。それは憲法第9条で「戦争放棄」を宣言し、事実、戦後69年にわたって一度も、海外での武力行使をしていないという実績に基づく信頼です。もし自衛隊員の銃砲で他国の将兵を傷つければ、平和国家としての信頼は一気に崩れ去るでしょうし、自衛隊員に犠牲者が出ない保障はありません。これは、国民全体として大きな覚悟が必要になります。

ですから、集団的自衛権の行使容認の動きに対して、自民党元幹事長や元内閣法制局長官などからも、「立憲主義に反する」とか「そもそも首相の権限を超えている」など、批判の声があがっているのです。小泉元首相も首相時代の国会答弁で、「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正の議論をすることにより解決を図ろうとするのが筋だろうと、私は考えております」と述べています。

多くの国民が心配しております。5月17、18日に行われた「毎日新聞」と「共同通信」の世論調査では、「反対」が56%、51.3%で過半数を上回り、「賛成」は39%、34.5%でした。国民的なコンセンサスのないまま、一内閣の判断で集団的自衛権の行使容認に踏み切ることは、絶対に許されません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月23日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

防衛大臣

内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・猿渡久子君登壇）

○12番（猿渡久子君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税10%への増税中止を求める意見書

安倍内閣は、消費税率をことし4月から8%に引き上げたのに続いて、さらに来年10月から10%に増税することを、経済指標をにらみながら、ことしじゅうに決断しようとしています。

政府は、人為的に経済指標を上向かせるため、景気対策として公共事業に巨額の予算を投入しながら、「アベノミクス効果」とか「景気は上向き」などと宣伝していますが、多くの国民にとって「暮らし向きがよくなりつつある」という実感はありません。

内閣府が5月15日に発表した1～3月の国内総生産（GDP）の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDPは、年率換算で5.1%増でした。これは消費税増税を前にした駆け込み需要が伸び率を押し上げた結果であり、次の4～6月期は反動減でマイナス成長に落ち込むのは確実です。

政府は、「夏以降は回復する」などと楽観的ですが、反動減から悪循環に陥る危険があります。駆け込み需要でGDPが伸びた1～3月期でも、雇用者報酬は前期比で0.3%減、前年同期比で0.7%減でした。「アベノミクス効果」で賃金が上がったのはごく一部であり、個人消費を支える雇用者報酬は下がり続けています。その上、年金の削減、介護・医療の負担増、非正規労働者などの貧困層の増大など、経済にとっても悪循環の材料がめじろ押しです。

よって、次の事項について強く要望します。

記

1 消費税10%への増税計画を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成26年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成26年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会